やま産振第号

令和 　年（　　年）月日

代表経営革新等支援機関　様

経営革新等支援機関　御中

公益財団法人やまぐち産業振興財団

（山口県経営改善支援センター）

理事長

**経営改善計画策定支援に係る利用申請受理の通知**

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当センター事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当センターは、令和年月日付けで利用申請のあった、株式会社　　　　（以下「申請者」という）に対し皆様が実施される経営改善計画策定支援に係る費用の一部について、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引き」に記載された要件が満たされた場合は、当センター事業において費用負担することが適切と判断しましたので通知いたします。

なお、計画策定とモニタリングに係る費用支払および報告については、下記事項にご留意下さるようお願い申し上げます。

　ご多忙中の折から誠に恐縮に存じますが、ご面倒ながら別紙の承諾書にご署名ご捺印のうえ、ご返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

敬　具

記

【計画策定とモニタリングに係る費用支払および報告についての留意事項】

　◆経営改善計画策定については、申請が受理された日から２年で自動失効となります。費用の支払申請ができなくなりますので遺漏無きようお願いします。ただし、特段の理由があることを当センターが認める場合は有効期限を延長することができます。

　◆計画書記載内容は原則、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引き」に示されているとおりですが、一部内容の省略を可能としております。

◆モニタリングについては、その内容・時期・回数について、主要金融機関と合意のうえ実施して下さい。モニタリングに係る費用については、申請者と全ての金融機関が合意する金額について、利用申請に記載された金額の範囲内で支払われます。

◆原則３年間のモニタリングおよびその報告は、費用請求の有無に拘わらず必要です。

以　上

公益財団法人やまぐち産業振興財団

山口県経営改善支援センター

センター長

TEL（083）902－5651

FAX（083）902－5653